

佐倉新町おはやし館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○佐倉新町おはやし館の管理及び運営に関する規則 平成3年7月1日規則第24号 (趣旨)</p>	<p>○佐倉新町おはやし館の管理及び運営に関する規則 平成3年7月1日規則第24号 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、佐倉新町おはやし館の設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、佐倉新町おはやし館（以下「おはやし館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、佐倉新町おはやし館の設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第21号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、佐倉新町おはやし館（以下「おはやし館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(開館時間)</u> 第2条 おはやし館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>	
<p><u>(休館日)</u> 第3条 おはやし館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>	
<p>第3条 おはやし館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p>	
<p>(1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。</p>	
<p>(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (使用の申請)</p>	<p>(使用の申請)</p>
<p>第4条 条例第6条の規定により、おはやし館を使用しようとする者は、使用月の3月前から使用日までに、佐倉新町おはやし館使用許可申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第2条 条例第10条の規定により、おはやし館を使用しようとする者は、使用月の3月前から使用日までに、佐倉新町おはやし館使用許可申請書（別記様式第1号）により指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(使用の許可)</p>	<p>(使用の許可)</p>
<p>第5条 市長は、前条の規定により申請書を受理し、これを許可したときは、</p>	<p>第3条 指定管理者は、前条の規定により申請書を受理し、これを許可した</p>

改正後	改正前
<p>佐倉新町おはやし館使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p>（使用の取消し又は変更等）</p>	<p>ときは、佐倉新町おはやし館使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。</p> <p>（使用の取消し又は変更等）</p>
<p>第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）</p>	<p>第4条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）</p>
<p>は、おはやし館の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可申請書（別記様式第3号）に使用許可書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。</p>	<p>は、おはやし館の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可申請書（別記様式第3号）に使用許可書を添えて速やかに指定管理者に申請しなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可書（別記様式第4号）を使用者に交付するものとする。</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p>	<p>2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可書（別記様式第4号）を使用者に交付するものとする。</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p>
<p>第7条 市長は、条例第7条の規定によりおはやし館の使用の許可を取り消し、又は変更したときは、佐倉新町おはやし館使用取消（変更）通知書（別記様式第5号）により使用者に通知するものとする</p> <p>（遵守事項）</p>	<p>第5条 指定管理者は、条例第11条の規定によりおはやし館の使用の許可を取り消し、又は変更したときは、佐倉新町おはやし館使用取消（変更）通知書（別記様式第5号）により使用者に通知するものとする</p> <p>（遵守事項）</p>
<p>第8条 入館者及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 指定された場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 施設及び展示品等を損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>(3) 指定された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。</p> <p>(4) 許可を受けないで、備品、器具等を移動し、又は使用しないこと。</p> <p>(5) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(6) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>（補則）</p>	<p>第6条 入館者及び使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 指定された場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 施設及び展示品等を損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>(3) 指定された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。</p> <p>(4) 許可を受けないで、備品、器具等を移動し、又は使用しないこと。</p> <p>(5) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(6) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>（補則）</p>
<p>第9条 この規則に定めるもののほか、おはやし館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第7条 この規則に定めるもののほか、おはやし館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>